



# インボイス制度施行に伴う 届け出について

平素はAJオークションをご利用いただきありがとうございます。

令和5年(2023年)10月より、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が施行され、オークション会場は「**媒介者交付特例**」の適用を受ける為、皆さまの【**適格請求書発行事業者登録番号**】の把握が必要となります。



## 令和5年(2023年)10月1日 インボイス制度施行までに

①「**インボイス登録番号申告書**」ご記入の上

②所轄税務署より送達された

**【適格請求書発行事業者の登録通知書】の写し**



①②を合わせて**郵送・FAX・事務局持ち込み**いずれかにて、速やかにご提出ください。

なお、ご提出の確認ができない場合は、令和5年(2023年)10月1日以降のオークションには参加できませんので、この旨予めご了承ください。

### 《登録申請のスケジュール》



令和5年10月1日よりインボイス制度が施行されます。

インボイス制度（適格請求書等保存方式）は、新しく施行される消費税の仕入税額控除の方式です。

## オークション参加販売店の皆様へ

適格請求書発行事業者 **登録番号** をお知らせください。

インボイス制度に対応するには**適格請求書発行事業者への登録**が必要です。

オークション会場では媒介者交付特例の適用をうけるため

**皆さまの適格請求書発行事業者「登録番号」を把握**する必要があります。

1

適格請求書発行事業者への登録申請をする。

インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるためには  
令和5年3月31日までにe-TAXもしくは税務署への申請が必要になります。

■ インボイス制度に関するお問い合わせ先

**0120-205-553（無料）**

受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）

■ インボイス制度特設サイト

インボイス制度について詳しくは  
国税庁HP内の特設をご覧ください



2

登録完了後オークション会場へ「登録番号」を通知する。

オークション会場では、媒介者交付特例の適用を受けて出品店に代わり  
インボイスの発行を行います。そのため、皆さまの適格請求書発行事業者  
「登録番号」の把握が必要になります。ご参加のオークション会場まで通知  
をお願いします。